

10日規則

10日規則 とおかしそく

10-day rule. ICRP（国際放射線防護委員会）がPub. 6（1962）で示した考え方で、胎児の放射線被ばくを避けるための放射線防護上の規則として、妊娠する可能性のある女性の腹部のエックス線診断を行なうときは、受胎のおそれのない月経開始後10日以内に行なうことをいう（説明図参照）。しかしながら、その後ICRPはPub. 84（2002）において、この考え方について「大部分の状況においては、これが必要であるとは証明されていない」としている。

<登録年月>

2000年11月

<更新年月>

2021年4月

<参考文献>

日本アイソトープ協会（訳）：「国際放射線防護委員会勧告」 ICRP Pub.6 (1962)、P67 “生殖可能年齢の夫人の放射線検査”

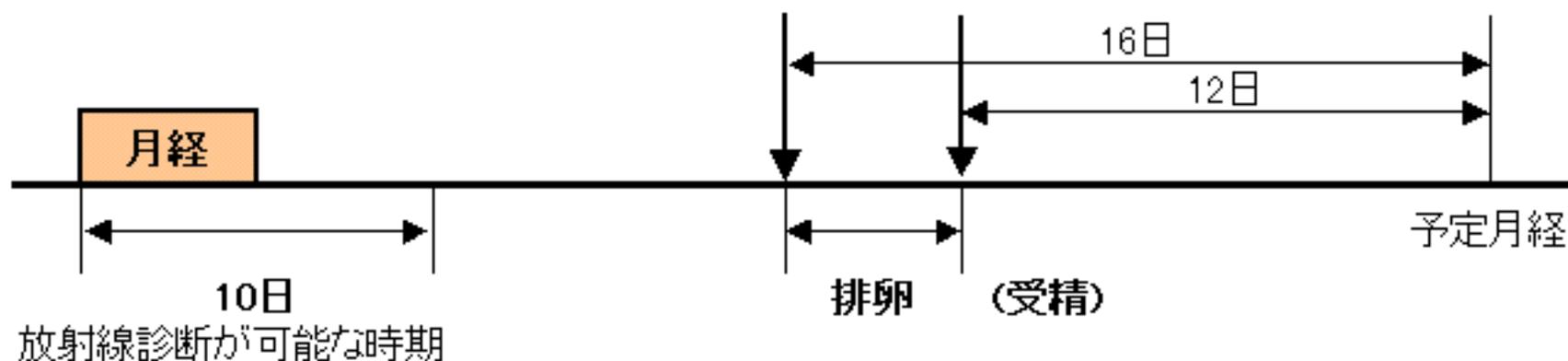
日本アイソトープ協会（訳）：「妊娠と医療放射線」 ICRP Pub. 84（2002）、丸善、P4 “妊娠の診断”

10日規則とは:

最終月経の始まった日から10日以内に放射線診断を実施する

適用:

- (1) 緊急性のない検査
- (2) 下腹部が照射野に入る検査(注腸造影、股関節撮影など)



胎児の放射線防護のための「10日規則」

[出典] 草間ほか:放射線健康科学、杏林書院、p.155